第16号の2様式別表３（提出用）

小売販売業者への売渡し等明細書

申告者の氏名又は名称

株式会社　○○たばこ

個人番号又は法人番号
↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

記入不要

処理区分　申告区分

予備　申告年月日

1 3

令和 07 年 05 月分

01 枚のうち

01 枚目

都道府県名	数量（十億 百万 手 本）
A県	100,000.0
B県	100,000.0
C県	100,000.0
D県	150,000.0
E県	150,000.0
東京都	255,000.0
F県	140,000.0

都道府県ごとに
売渡し等数量を記載

東京都主税局

○この様式は、「受払い報告書」の「小売販売業者への売渡し、消費者等への売渡し及び消費等③」欄に記載する製造たばこの数量について、都道府県別の数量を記載するものです。

【個人番号又は法人番号】
個人番号（12桁）又は法人番号（13桁）を記載してください。

【都道府県名】
○計上する都道府県については、次のとおり区分してください。
・小売販売業者への売渡し：小売販売業者の営業所が所在する都道府県
・消費者等への売渡し及び消費等：当該製造たばこを直接管理する事務所等が所在する都道府県

【数量】
○「数量」欄には、以下を合算したものを記載してください。
・紙巻たばこの本数
・以下の製造たばこの重量を、区分ごとに紙巻たばこの本数に換算したもの
（葉巻（※）・パイプ：１ｇ＝１本、刻み・かみ・かぎ：２ｇ＝１本）
※１本あたりの重量が１g未満の葉巻たばこについては、その１本をもって紙巻きたばこの１本に換算します。
・加熱式たばこについては、紙巻たばこ本数に換算した本数の合計数量
（換算方法は、都たばこ税の手引4～5ページをご参照ください。）

○課税免除事由に該当する売渡し等の数量を含めて計上してください。
・輸出又は輸出の目的で行われる輸出業者に対する売渡し
・外航船等の船用品又は機用品として積込むための売渡し
・品質悪変等による販売不適品の廃棄
・既に都道府県たばこ税が課税された製造たばこの売渡し等

【東京都分の数量】
東京都分として計上する数量は、「都たばこ税の申告書」の「課税標準数量」欄に計上する数量と一致します。

○この明細書に記載した数量の合計は、「受払い報告書」の「小売販売業者への売渡し、消費者等への売渡し及び消費等③」の数量と一致します。
※　明細書最終ページの末尾に合計数量を記載する必要はありません。